

## 第14号議案

### 平成25年度京都府病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成25年度京都府病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	256床
(2) 年間延べ患者数	
入 院	71,175人
外 来	37,820人
(3) 一日平均患者数	
入 院	195人
外 来	155人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	病院事業収益	2,352,887千円
第1項	医業収益	1,667,861千円
第2項	医業外収益	684,926千円
第3項	特別利益	100千円

## 支 出

第 1 款	病 院 事 業 費 用	2,648,132千円
第 1 項	医 業 費 用	2,416,827千円
第 2 項	医 業 外 費 用	12,642千円
第 3 項	特 別 損 失	218,463千円
第 4 項	予 備 費	200千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 50,000千円は、過年度分損益勘定留保資金 50,000千円で補填するものとする。）。

## 収 入

第 1 款	資 本 的 収 入	206,157千円
第 1 項	企 業 債	73,000千円
第 2 項	出 資 金	133,157千円

## 支 出

第 1 款	資 本 的 支 出	256,157千円
第 1 項	建 設 改 良 費	74,398千円
第 2 項	企 業 債 償 還 金	181,759千円

(企業債)

第 5 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的      施設設備整備資金に充てるため。

限 度 額            73,000千円

起債の方法 証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）

利率 年10.0%以内

償還の方法 (1) 償還期間は、30年以内（据置期間を含む。）とする。  
(2) 償還は、元金均等、元利均等又は元金一括支払とする。  
(3) 必要に応じて繰上償還又は借換えをすることができる。

（一時借入金）

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 1,728,544千円

（他会計からの補助金）

第8条 病院の運営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、676,731千円と定める。

（棚卸資産購入限度額）

第9条 棚卸資産の購入限度額は、208,534千円と定める。

平成25年2月21日提出

京都府知事 山田 啓 二